

第7回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議（第二部）

議事次第

日時：令和5年6月14日（水）14:00～16:00

1 開会

2 議題

- ・ 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について
- ・ 戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

3 閉会

【配付資料】

資料 1：戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

資料 2：戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

参考資料 1：戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

参考資料 2：戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集事業

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨收容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	收容遺骨概数	約128万柱
	未收容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により收容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未收容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による收容遺骨数 約34万柱

令和5年3月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移

第1次
昭和27年～32年

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

- 旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- 専ら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を收容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後、遺族や戦友による独自活動継続

第2次
昭和42年～47年

- 旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施(6年計画)。
- 航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・收容遺骨数
約11万5千柱

第3次
昭和48年～50年

- 遺骨收容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る(3年計画)。

・收容遺骨数
約10万柱

昭和51年
～平成17年

- 相手国の事情等で收容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・收容遺骨数
約8万6千柱

平成18年～
平成27年

- 遺骨情報の減少等により、收容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未收容遺骨の集中的な情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

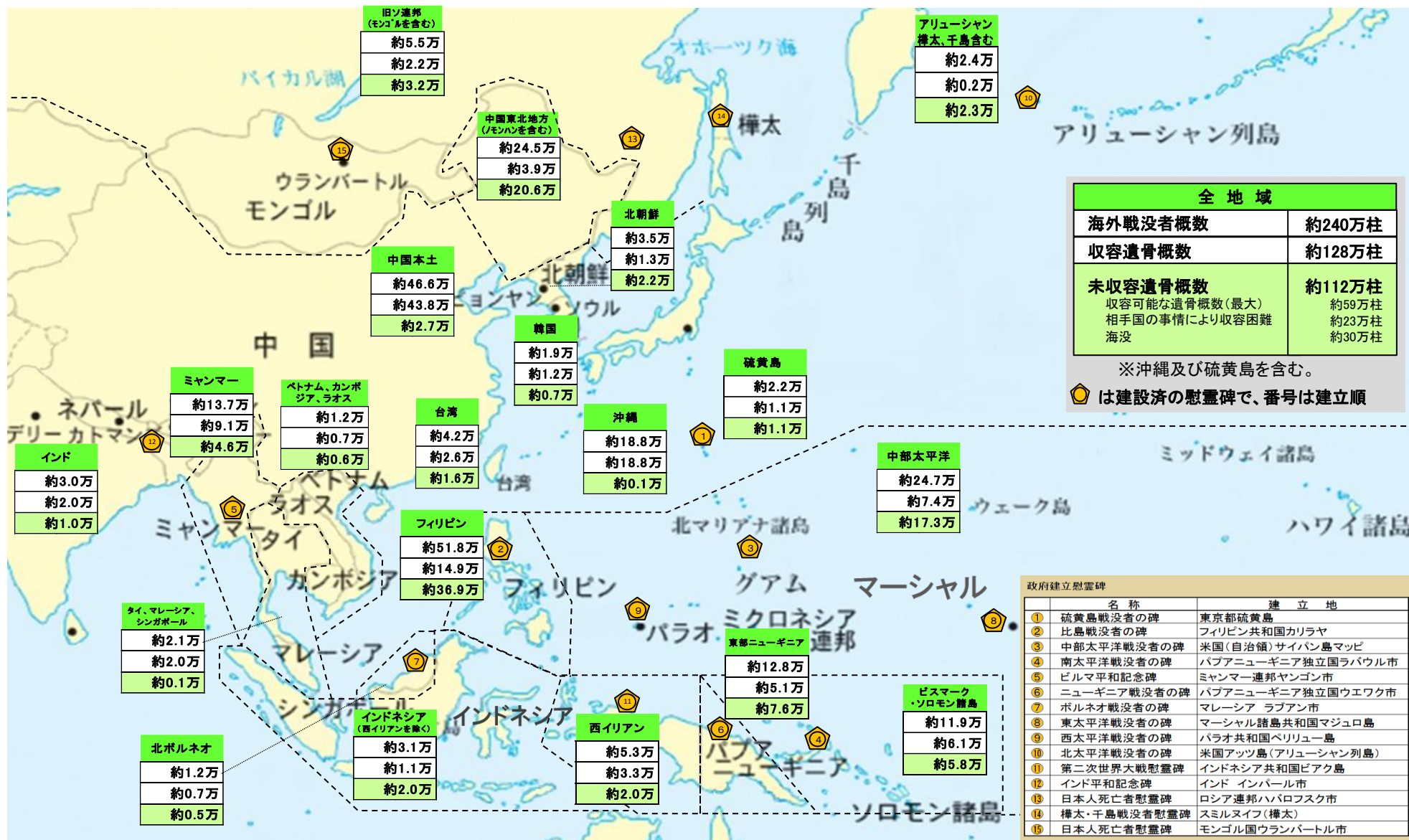
○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

・收容遺骨数
約3万2千柱

平成28年～現在

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度～:2/3補助、平成13年度～:3/3補助)

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和5年3月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和5年3月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
旧ソ連	112	61			1
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	112	61	0	0	1

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
 - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
硫黄島	42	11	46	24	75
沖 縄	18	56	57	49	46
中部太平洋	98	264	2	195	74
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	30				
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	42				23

地 域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
ビスマーク・ソロモン諸島	494	5			1
インド					7
千島・樺太・アリューシャン	2	7			
中国東北地方 (ノモンハンを含む)					
台湾・北朝鮮・韓国					
バトナム・カンボジア・ラオス					
米国（戦争捕虜人墓地）					
地域不明				2	
南方等 小計(柱)	726	343	103	270	226
			105	73	121
合計(柱)	838	404	103	270	227
			105	73	121

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- ・ 令和4年度は、当該戦略に基づき定めた「令和4年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 引き続き、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能な地域において事業を実施。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの57埋葬地について、令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能と判断されたカザフスタンにおいて4埋葬地の現地調査を実施。今後も派遣が可能な地域において現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- ・ 53埋葬地の名簿登載者数（令和5年3月末時点） 4,715名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は調査が実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢を踏まえ、派遣が可能な地域において現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

令和4年度及び令和5年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

各国の入国制限等の現状(令和5年5月8日時点)

- 遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。
※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。
- 「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))が発出されており、現状、ロシアとミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

令和4年度の派遣実績

- 硫黄島の調査等及び遺骨収集
調査等を21回実施。遺骨収集を4回実施し75柱の遺骨を収容。
- 沖縄の調査及び遺骨収集
調査等を1回実施。沖縄県(戦没者遺骨収集情報センター)に委託して、遺骨収集を実施し46柱(※)の遺骨を収容。
※古墓由来かどうかの確認中であるため暫定値である。
- 現地調査
マリアナ諸島8回、パラオ諸島4回、トラック諸島1回、東部ニューギニア4回、ビスマーク・ソロモン諸島3回、バヌアツ1回、インド4回、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回、フィリピン1回、インドネシア1回、バングラデシュ2回、計30回の現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。
- 遺骨収集
海外においては、パラオ諸島1回(74柱相当)、東部ニューギニア1回(23柱相当)、インド3回(7柱相当)、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回(1柱相当)、インドネシア1回(※)、ニュージーランド1回(1柱相当)、計8回の遺骨収集を実施。
※形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。
これらの結果、106柱相当の検体を採取。
- 海外資料調査派遣
米国2回実施。
- 遺骨収集の実施に向け、遺骨収集の対象国と厚生労働省による対面又はオンラインによる協議を実施。

令和5年度の今後の取組

- 海外派遣は、海外危険情報などの現地情勢を踏まえながら計画的に事業を実施。
【現地調査】ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、ギルバート諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、オーストラリア、インド、北ボルネオ、モンゴル、樺太千島(北樺太を除く)、フィリピン、インドネシア、アッツ島、バングラディシュ、ロシア及びカザフスタンを実施予定。
【遺骨収集】ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、ギルバート諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、バヌアツ、インド、モンゴル、樺太千島(北樺太を除く)、フィリピン、インドネシア、バングラディシュ、ロシア、カザフスタン及びその他の地域を実施予定。
- なお、国内の硫黄島及び沖縄の派遣についても計画的に事業を実施。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,610柱 未収容遺骨概数:11,290柱(令和5年3月末時点)

概況

- ・ 硫黄島については、日本国内であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで147回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
収容遺骨数	42	11	46	24	75

<派遣回数数の推移>

	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
調査等	24	23	20	22	21
収集	3	4	3	2	4

令和4年度の取組状況

- ・ 令和3年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
 - ④改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,583柱(うち、政府による遺骨収集数：52,087柱) 未収容遺骨数：553柱

概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,087柱の遺骨を収容した。

- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和5年度予算 約30百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
18	56	57	49	46



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)

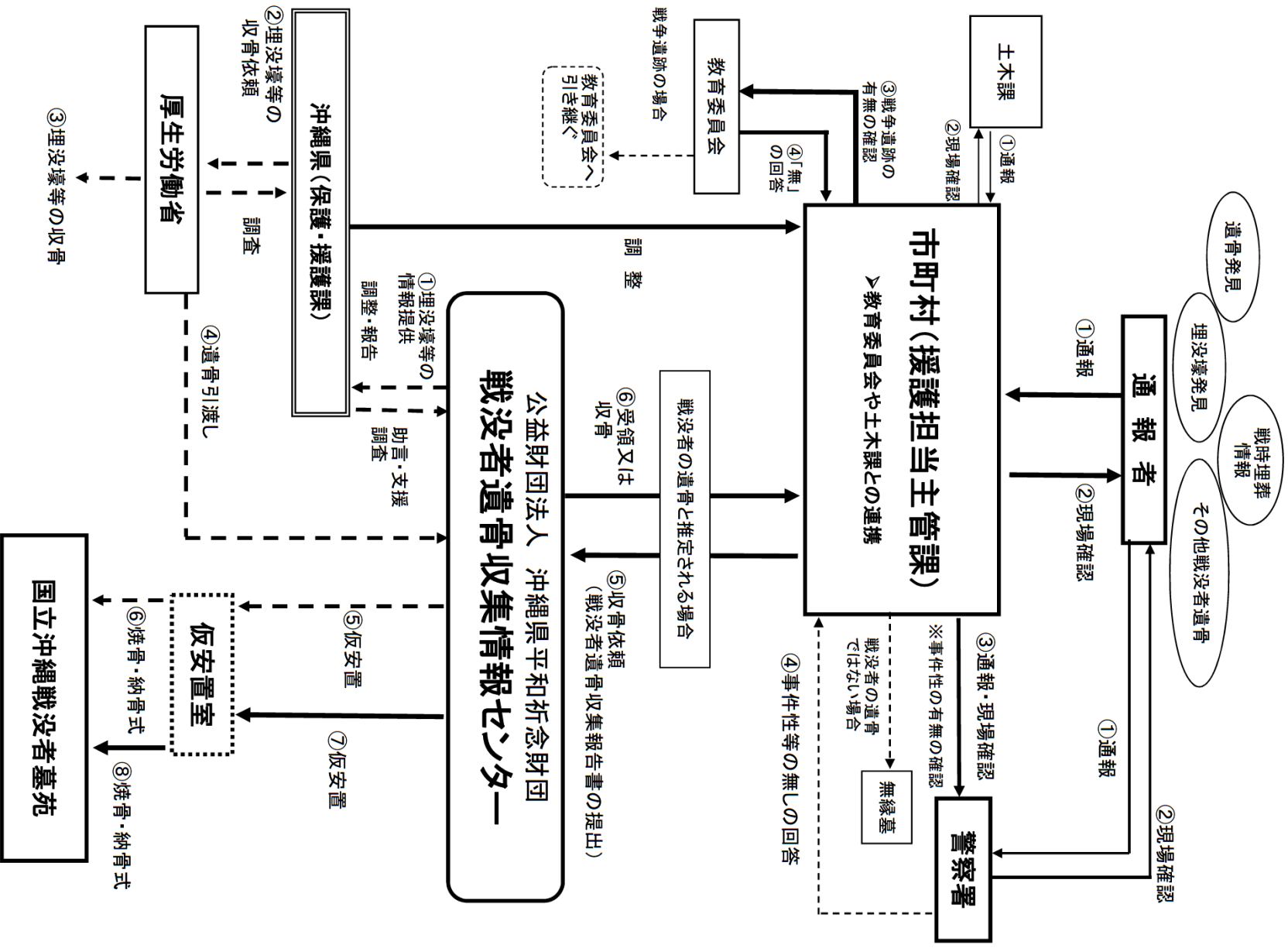


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

令和4年度 of 取組状況

- ・ 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地の状況を踏まえ、令和5年度に現地調査又は遺骨収集を実施予定。

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
旧ソ連 (ウズベギスタンを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報53か所(令和5年3月末日時点)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。 ・令和4年度は、ロシア2地域及びカザフスタン1地域において、埋葬地調査と遺骨収集を計画したが、派遣が可能と判断されたカザフスタンにおいて令和4年8～9月にかけて、4埋葬地の遺骨収集事前協議・埋葬地調査等を実施し、DNA鑑定用の検体(1柱相当)を送還した。 ・また、令和元年9月、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 ・令和4年2月以降外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアについては、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 ・カザフスタンにおいて、令和5年7月に2埋葬地の現地調査等、令和5年9月に遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 ・令和4年5月、外相の訪ウズベキスタン時に再度申し入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	---	---	---

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,583柱 ・未収容遺骨数 553柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、令和4年度は糸満市や宜野湾市等から46柱の遺骨を収容した。 ・厚生労働省は、令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、令和5年3月に現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。 ・豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕については、現地の状況を踏まえ、令和5年度に現地調査又は遺骨収集を実施予定。
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,610柱 ・未収容遺骨概数 11,290柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和4年度は75柱を収容。 <ul style="list-style-type: none"> 第1回遺骨収集団 0柱 第2回遺骨収集団 21柱 第3回遺骨収集団 29柱 第4回遺骨収集団 25柱 ※第1回遺骨収集団は、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したことにより派遣期間を短縮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は左記の「取組方針」に基づき令和5年4月28日に決定された「令和5年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施 2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施 3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施 を行う。 ・令和5年6月から2月の間、調査を計14回実施予定。 ・令和5年7月、9月、11月及び令和6年1月に遺骨収集を計4回実施予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後もミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー国内情勢の今後の状況を注視しつつ、可能な範囲で早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収容・鑑定プロセスの説明などを行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンライン会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年度は、サイパン、テニアン、グアムにおいて、8回現地調査を実施した。 <p style="text-align: center;"><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月にテニアンで現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月にグアム、7月にパガン、8月にサイパン、9月にテニアン、10月にグアム、令和6年1月にサイパン、2月にテニアンで現地調査を計7回実施予定。 ・令和5年11月にサイパンで遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある。 ・DPAA管理下にある遺骨については、平成元年度に検体採取の派遣を2回実施し、162検体を送還した。 <p style="margin-left: 20px;"><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・残りの検体の採取のための派遣を令和5年5月実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。 ・令和5年8月にマキン島で現地調査を実施予定。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島は、埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。 ・アンガウル島は、集団埋葬地情報において実施している。 ・令和4年5、7、9月及び令和5年2月に現地調査を実施。令和4年11～12月にかけて遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（74柱相当）を送還した。 <p style="margin-left: 20px;"><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月から現地調査を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月、9月及び令和6年2月に現地調査を計3回実施予定。 ・令和5年11月に遺骨収集を実施予定。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島(チューク州トル島)で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。令和5年3月に現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島については地権者との合意が必要 ・沈没艦船については令和5年10月に遺骨収集を実施予定。 ・令和6年1月にウォーレイアイ(メレヨン)環礁で現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑥

地域、	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年7月及び10月に現地調査を実施した。 ・所属集団判定会議で判定不可となった10柱について令和5年1月パプアニューギニアに通報済。 ・令和5年1～2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の2～3柱相当の検体を送還した。また、3月に現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に現地調査・遺骨収集を実施予定。 ・令和5年7月、8月、9月、10月及び11月に現地調査を計5回実施予定。
ビスマルク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約280柱）あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。 ・令和4年12月、令和5年1月、3月に現地調査を実施した。 ・令和5年2月にニュージーランドに職員を派遣し、同国の戦争博物館が収蔵している遺骨（ガダルカナル島で収容との情報）について形質鑑定を実施し、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月、12月、及び令和6年1月に現地調査を計3回実施予定。 ・令和5年7月及び令和6年3月に現地調査・遺骨収集を計2回実施予定。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月、9月及び令和5年2月～3月にかけて、現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の7柱相当の検体を送還した。 ・令和4年11月に現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月、11月及び令和6年2月に現地調査・遺骨収集を計3回実施予定。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（確度が低い） ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施予定。
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・(タイ) 保有情報あり(1件、精査中)。(その他地域) 保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	(韓国) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施する。

各地域の取組状況 ⑨

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
インドネシア（西イリアン（西部ニューギニア等）を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、駐インドネシア大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月21日、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。 ・令和5年3月に、協定署名後初の現地調査・遺骨収集を実施した。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 <p>※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定）を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの機関において、科学的な鑑定を行うよう調整するとともに、提出した遺骨収集活動計画に基づき、現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p><協力覚書締結後の遺骨収集事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進め、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月より事業を再開した。 ※平成30年度：現地調査2回（ルソン島） 令和元年度：現地調査1回（ルソン島） 令和4年度：現地調査1回（ルソン島） ・協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い検体（8検体）を採取し日本に持ち帰り、科学的な鑑定を行っている（検体以外の部位はフィリピン国立博物館に保管）。 <p><日本送還済みの遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 <p><フィリピン国内保管遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している。 	<p><協力覚書締結後の遺骨収集事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度早期に、現地に職員を派遣して「計画会議」を実施し、令和5年度の事業計画案を説明。「計画会議」の結果を踏まえて現地調査を実施予定。 <p><日本送還済みの遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。 <p><フィリピン国内保管遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き形質の確認作業を実施し、検体採取後、DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について令和5年9月に現地調査・遺骨収集を実施予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ウォツゼ島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域においては、ウォツゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島（米軍基地）の立入調査には米軍側の許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月にウォツゼ島で現地調査を実施予定。 ・令和5年10月にウォツゼ島で遺骨収集を実施予定。
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 ・令和4年8月、外務省及び在バングラデシュ日本国大使館に遺骨収集の事業説明を行い、令和5年2月及び3月には、バングラデシュ政府等との協議及び同墓地での調査を実施した。 ・一方、同墓地を管理するCWGCからは、遺骨収集に係る詳細な実施計画の作成が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度上半期に、CWGCに提出する遺骨収集実施計画作成のための現地調査を実施予定。 ・CWGC及びバングラデシュ政府等との調整がつき次第、現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側（在日米国大使館（令和3年12月、令和4年6月）、アラスカ陸軍工兵隊及び内務省魚・野生生物局）と具体的な調整を行っている。令和5年3月には、外務省の協力を得て、米国国務省及び国防省に対し協力を働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年5月末日時点)	今後の予定 (令和5年5月末日時点)
<p>地域不明</p> <p>※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨のDNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。
<p>その他</p> <p>海外資料調査 (米国海軍設営隊資料館)</p>	<p>取得した資料のデータ整理中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・米国海軍設営隊資料館における資料調査は平成27年7月に申し入れたが、日本人戦没者の埋葬等に関する資料は機密扱いとなっていた。 ・令和2年4月に機密解除となったが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により同館における資料調査は実施できなかった。 ・令和4年10月23日から11月6日に第1次資料調査を実施した。（取得資料数：77枚） ・令和5年1月15日から29日に第2次資料調査を実施した。（取得資料数：7枚） <p style="text-align: right;">計 84枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した資料から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・分析し、有効な遺骨情報を収集する。

戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

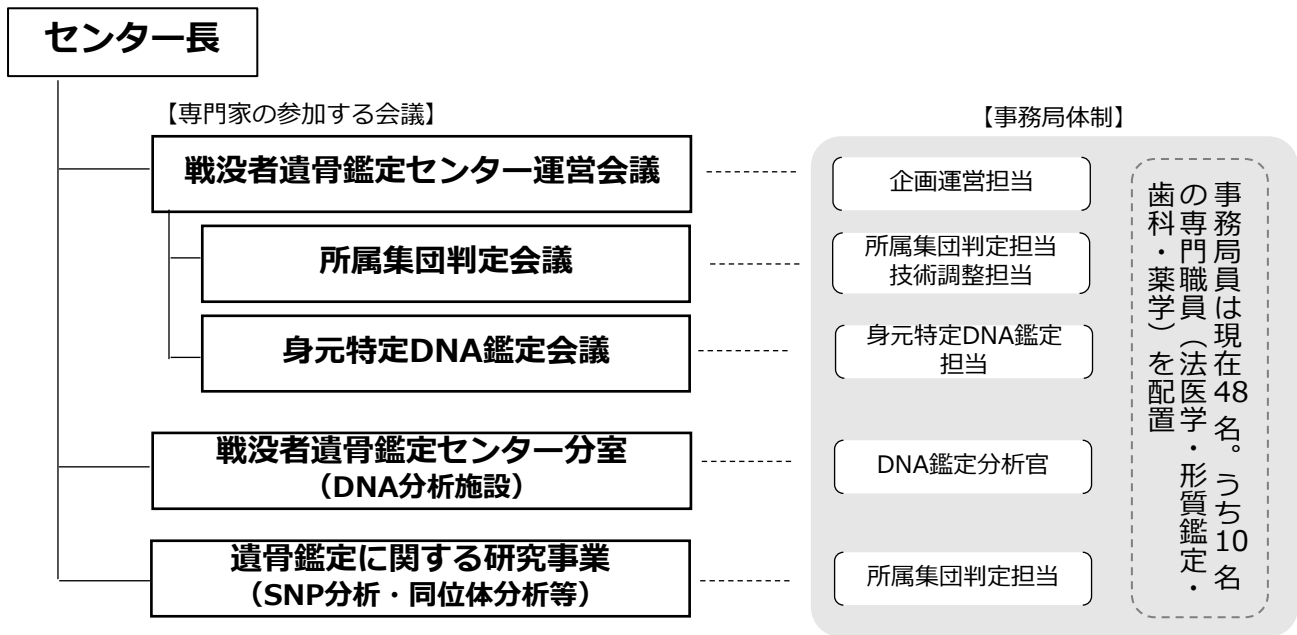
戦没者遺骨鑑定センター（概要）

業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
 - ・日本人か否かの所属集団判定（形質鑑定、DNA鑑定）
 - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
 - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

戦没者遺骨鑑定センターの体制

※社会・援護局に設置（令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ）



戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について定期的に報告し外部有識者の意見をいただく

戦没者遺骨鑑定の実施状況等について

1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

- 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を特定し、関係遺族に連絡。遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施
- 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施（※）
- （※）手掛かり情報がない遺骨について、身元特定のためのDNA鑑定により、令和2年度に硫黄島の遺骨2柱及びキリバス共和国タラフ環礁の遺骨2柱、令和4年度に硫黄島の遺骨1柱の合計5柱について、身元を特定
- 平成15年度から令和5年4月末までに遺族から6,948件の申請を受理（うち対象地域拡大に伴う申請は1,654件）

（実績）

身元特定	審議件数（平成15年度～令和4年度）	
	5,050件	身元が判明
		1,231件

2 戦没者遺骨の所属集団判定

- 戦没者遺骨の所属集団判定については、令和2年度から、DNA分析結果等を踏まえた判定を実施
- 日本人の可能性が低いと判定した遺骨については、相手国政府と返還協議を実施
- DNAの著しい劣化等により判定不能な遺骨は、国立科学博物館において次世代シーケンサによるSNP分析（※）を実施。令和4年12月より、SNP分析結果を含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案して所属集団を判定
- （※）SNP分析：劣化したDNA断片からDNA配列を分析。出土人骨の分析にも活用
- 令和4年度から同位体分析の遺骨鑑定への活用に関する研究事業を実施し、日本人に関する同位体データ等を検証

（実績）

所属集団	審議件数（令和2年度～令和4年度）			
	7,635件	日本人遺骨	判定不可	日本人遺骨の可能性低い
		6,093件	1,442件	100件

3 戦没者遺骨の鑑定体制の強化

- 戦後80年近くが経過し遺族が高齢化する中で一柱でも多くの遺骨の身元を早く特定することが必要であることに加えて、令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び実施体制の抜本的な見直し」を受けて、日本人と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、遺骨の科学的鑑定体制の強化が必要
- 鑑定機関（12大学）に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図る。

令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

1. 身元特定DNA鑑定会議（戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について）

- 令和4年度は身元特定DNA鑑定会議を5回開催。919件の鑑定結果を審議した結果、21件について身元が判明した。
- そのうち、手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、新たに1件について身元が判明した。
- 令和5年度はこれまでに1回開催。160件の鑑定結果について審議。

2. 所属集団判定会議（戦没者遺骨の所属集団の判定状況について）

- 令和4年度は所属集団判定会議を4回開催。2,265件を審議した結果、「日本人の遺骨である」が2,059件、「判定不可」が202件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が4件となった。
- そのうち、次世代シークエンサによるSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施したものが33件。審議の結果、「日本人の遺骨である」が23件、「判定不可」が10件となった。
- 令和5年度はこれまでに1回開催。87件についてSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施。審議の結果、「日本人の遺骨である」が78件、「日本人である可能性が低い遺骨」及び「判定不可」が9件となった（今後公表予定）。

		(令和3年度末時点件数)	(令和4年度末時点件数)
確認状況 身元の	身元が判明した遺骨	1,210	1,231
	身元が否定された遺骨	2,921	3,819
所属集団の確認状況	日本人の遺骨	4,034	6,093
	判定不可の遺骨※1	1,481 うち所属集団判定会議 における判定：1,240	1,683 うち所属集団判定会議 における判定：1,442
	日本人である可能性が低い遺骨※2	556 うち所属集団判定会議 における判定：96	560 うち所属集団判定会議 における判定：100

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件を含む

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

(参考) 「判定不可」事案に関する有識者会議からの指摘を踏まえた対応

(1) 所属集団判定会議において科学的証拠等から判断できず「判定不可」という結論に至った事案の対応

○令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を受けて、遺骨収集事業の相手国に対して、抜本的な見直し内容及び新たな収容・鑑定プロセスを示した上で丁寧に説明し、相手国から理解を得た上で遺骨・検体を採取し、科学的鑑定を実施している。

➡ したがって「判定不可」となった当該事案については、新しいプロセスに従い、相手国に連絡して協議する対象となる。

○相手国との協議では、特に以下の点を含め、日本側の鑑定プロセスを丁寧に説明する

- ・科学的な証拠等から「日本人の遺骨ではない」と積極的に判断したものではないこと
- ・一方で、様々な情報を基に専門家により総合的に判断した結果、「日本人の遺骨」とは積極的に判断できないこと

➡ 「判定不可」となった当該事案の取扱いについては、相手国との協議において決定する。

(2) 所属集団判定会議における判断について

○所属集団判定会議では、埋葬資料や遺留品、DNA鑑定や形質鑑定の結果などを基に総合的に勘案し、「日本人の遺骨」「日本人の遺骨の可能性が低い」「判定不可」のいずれかを科学的に判断いただく。

○なお、遺留品等については、個人識別に繋がらないが状況的に日本人を示す遺留品等が発見された場合、遺骨の収容状況とあわせて総合的に判断する。

(令和4年度第2回有識者会議構成員からの主な指摘)

- ・現段階で科学的に判定できないかもしれないけれども、日本人ではないということが確定していない以上、返還に向けて即動くということは、やはりご遺族の理解なども得られないのではないかと。
- ・海外からのご遺骨を日本に持ってきているということであると、海外のご遺族という方も場合によってはいらっしゃるわけなので、日本人ではないのだとすると、海外のご遺族たちの思いもある程度考えなければいけない。
- ・協議次第であり、協議を丁寧にやっていただくことになる。
- ・日本での鑑定結果、現段階での緻密な鑑定結果については、相手国に対して通報する。その上で、丁寧に説明した上で、相手との協議の中で決めていくということになるかと思う。
- ・完全に日本人ではないと言っているわけではないというニュアンスなども含めて説明し、相手国からも返還を求めないということになった場合、ご遺骨であり、尊厳をもって扱わなければならない。

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案①

- 令和5年6月2日、10事案・87件についてSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施（うち再審議1件を含む）
- 審議の結果
 - ・「日本人の遺骨である」が78件
うち1件は、総合的判定の結果「判定不可」とした事案であったが、新たに確認された形質情報に基づき再審議した事案
 - ・「日本人である可能性が低い遺骨」が8件
 - ・総合的に見て日本人遺骨と判定する科学的根拠が確認できないとして「判定不可」としたものが1件となった。

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
①ロシア (ハバロフスク地方)	平成22年8月 平成23年8～9月 平成24年6～7月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 10	日本人 1 日本人ではない 8 検体不良で分析不能 1	日本人遺骨である 1 日本人遺骨である可能性が低い 8 判定不可 1
②ロシア (イルクーツク州)	平成23年7月 平成24年8～9月 平成26年6～7月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1
③硫黄島	平成30年6～7月 平成30年11～12月 平成31年1～2月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 4	日本人 1 SNP分析による判定不能 3	日本人遺骨である 4

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案②

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
④硫黄島	令和元年7～8月 令和元年9～10月 令和元年11～12月 令和2年1～2月	審議時期：令和3年9月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 2	SNP分析による判定不能 2	日本人遺骨である 2
⑤ソロモン諸島（米国受領）	平成25年3月 平成25年12月 平成26年10月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 5	日本人 日本人の可能性が高い 4 1	日本人遺骨である 5
⑥ウエーク島（米国受領）	平成25年3月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1
⑦東部ニューギニア（米国受領）	平成26年10月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 3	日本人 SNP分析による判定不能 1 2	日本人遺骨である 3
⑧フィリピン（米国受領）	平成25年3月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案③

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
⑨パラオ諸島（ペリリュー島）	令和元年9月	審議時期：令和3年6月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 59	日本人 45 日本人の可能性が高い 11 SNP分析による判定不能 3	日本人遺骨である 59

【再審議事案】

⑩東部ニューギニア（オロ州）	平成15年10～11月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	検体不良で分析不能 1	日本人遺骨である 1

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について

(厚生労働省ポスター・リーフレット)

【令和5年度における広報の取組】

- 政府広報など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請をご案内
- 令和5年3月に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、令和5年度は、当該特別給付金に関するご案内にリーフレットを同封し、関係する御遺族の方へ直接案内をご連絡
- また、昨年度末に開設した厚生労働省LINE公式アカウントを活用して、DNA鑑定の申請に関する情報提供を実施



(参考) 令和4年度に実施した広報の取組

- 令和4年6月に援護年金や恩給受給者を対象として受給額のお知らせにリーフレットを同封
- 令和4年7月に政府広報による全国紙・ブロック紙及び地方紙(計73紙)へ新聞広告
- 令和4年8月から、
 - ・ 日本遺族会の広報紙への掲載
 - ・ 地方自治体の広報紙への掲載
 - ・ 地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置
 - ・ (公社)全国老人福祉施設協議会の協力を得て、介護施設にポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和4年9月に、全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙(計10紙)へ新聞広告
- 令和4年12月に沖縄県庁においてDNA鑑定個別相談会を開催
- 令和5年1月に地方紙(計60紙)へ新聞広告



戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

〔厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域〕



(50音順)
※令和3年12月集約点の状況。他の地域もご遺骨の確保が採取され次第鑑定を実施します。

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先 **03-3595-2219** (受付時間(平日のみ) 9:30-18:00)
 申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。



戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について

1 戦没者遺骨の鑑定体制について

- 令和4年9月に厚労省において専門家を雇用し分析施設を設置。日本人の遺骨と判定しなければ遺骨全体の送還が実現しないため、検体が日本に送還された後に直ちに遺骨の分析に着手できるよう、分析施設と鑑定機関により鑑定を実施。

2 戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

事業開始	事業名	実施機関
令和2年度	①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業	国立科学博物館
	②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業	国立科学博物館
令和3年度	③身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究	関西医科大学等
令和4年度	④戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究	東京大学総合研究博物館

【令和5年度の取組】 ※いずれも継続実施

- 1 令和4年度までに814件を分析。令和4年12月から、SNP分析結果を含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案し、専門家による総合的な判断を実施。令和5年度は約500件を分析予定。
また、身元特定で判定不可となったmtDNAシーケンスについて、次世代シーケンス解析により得られるデータがあれば、身元特定に資する情報として活用を検討。
- 2 令和4年度までに4名の形質鑑定人を養成。今後、遺骨収容事業に協力いただく予定。
- 3 3か年の研究事業の最終年度。令和5年度は、戦没者遺骨鑑定の標準プロトコル（効率の良いDNA抽出方法）の作成と、戦没者遺骨と遺族のDNAデータのスクリーニングに関するソフトウェアの開発に必要な実証研究を実施予定。
- 4 令和4年度は、戦没者遺骨を用いた炭素・窒素安定同位体分析結果や放射性炭素同位体の年代測定結果や分析手順等を専門家により検証。令和5年度は炭素・窒素以外の元素についても分析するとともに、日本人に関する安定同位体分析データの作成などに取り組む予定。

戦没者遺骨鑑定における同位体分析の活用に関する委託研究について

- 戦没者遺骨の同位体分析は、結果の信頼性を担保する観点から、骨・歯に含まれる複数の成分を分析する必要がある（コラーゲン中の炭素・窒素・硫黄の元素と、アパタイト中の酸素・ストロンチウム等の元素）
- 「日本人遺骨の蓋然性」を判断するための日本人に関する同位体の確率分布を作成するため、令和4年度から、①標準分析法、②年代測定に関する基準値、③日本人に関する安定同位体分析データの作成について研究事業を実施（現在東京大学総合研究博物館に委託）
- 一方で、当該確率分布に日本人以外の現地人等が含まれる可能性は否定できないため、今後、海外の同位体分析データとの比較検証を通じて、帰属集団判別の確率分布の精度向上を図る

		令和4年度研究	令和5年度研究	令和6年度以降		
①標準分析法の作成 〔骨・歯から、同位体分析に必要な試料を採取し、分析するための標準分析法を作成〕	骨・歯コラーゲン分析法	分析法作成				
	歯アパタイト分析法		分析法作成			
	骨アパタイト分析法			続成作用を検証	分析法作成	
②年代測定に関する基準値の作成 〔同位体分析による年代測定から、遺骨が近世現代人かどうかを判定する基準を作成〕	放射性炭素同位体分析による基準	沖縄古墓判定で用いている年代測定に関する基準値の精度検証	年代測定に関する基準値の作成			
	炭素・窒素に基づく食性分析による基準					
③日本人に関する安定同位体分析データの作成 〔日本人に関する安定同位体分析データを収集・精査し、日本人遺骨の蓋然性が高いと判断するために、日本人に関する安定同位体の確率分布を作成〕	食習慣	炭素に係る確率分布	日本人の安定同位体分析データを検証	日本人の確率分布を作成	確率分布と海外の同位体分析データを比較検証	
		窒素に係る確率分布				
		硫黄に係る確率分布				
	水	降水	酸素に係る確率分布	日本人の安定同位体分析データを検証		日本人の確率分布を作成
		地質	ストロンチウムに係る確率分布			日本人の安定同位体分析データを検証 日本人の確率分布を作成

沖縄収容遺骨に対して用いる年代測定の見極め基準の考え方

- 現在、沖縄収容遺骨を対象に、放射性炭素同位体分析による年代測定を試験的に実施するなどして、古墓由来遺骨か戦没者遺骨か判定。
- 令和4年度同位体分析研究事業において、当該年代測定の見極め値について精度検証を実施。今後も実例を増やして検証し、戦没者世代の遺骨と判断するための年代測定の見極め基準の精度を向上させる予定。

令和4年度同位体研究報告に基づく暫定見極め値

「戦没者遺骨の可能性が低い遺骨」を判定

^{14}C 濃度 (FMC)

放射性炭素 ^{14}C 濃度 (FMC) が
0.95～1.00の範囲外にある場合

(ただし ^{14}C 濃度 (FMC) が0.95～0.96の場合、炭素・窒素安定同位体比が現代日本人の分布域から外れるかどうかも考慮して判断)

「戦没者遺骨の可能性が低い遺骨」と判断

- ・ゼラチン回収率が1%未満の場合、コラーゲンが変性している可能性があるとして評価する
- ・炭素濃度 (重量%) が13.0%未満、窒素濃度 (重量%) が4.8%未満、炭素と窒素の原子数の比率が2.9～3.6を外れる場合、コラーゲンの変性又は外部有機物混入の可能性があると評価し、測定結果は採用しない

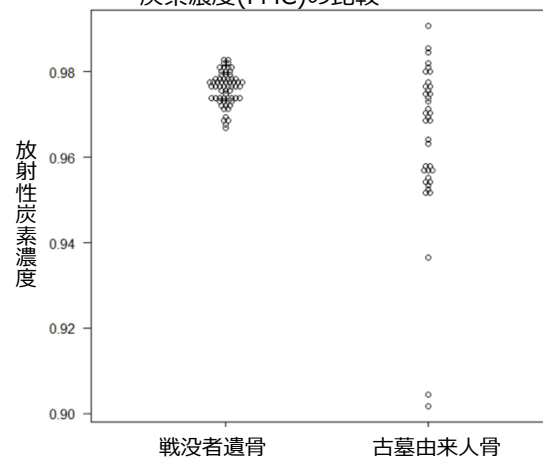
見極め基準の考え方

放射性炭素同位体による年代測定の計測値の表記

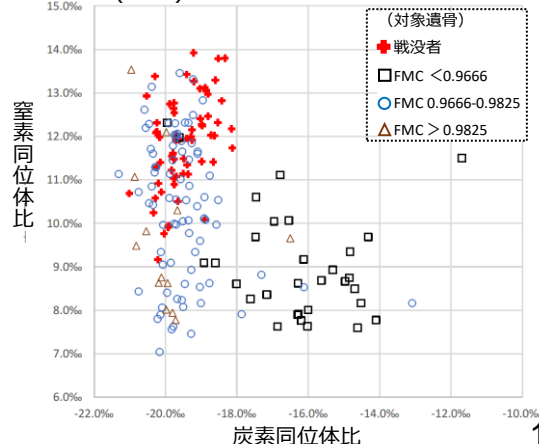
見極め基準

(留意事項)
精製コラーゲンの質の評価

(参考1) 戦没者遺骨と古墓由来人骨の放射性炭素濃度(FMC)の比較



(参考2) 炭素・窒素安定同位体比と放射性炭素濃度(FMC)と比較



同位体分析研究の鑑定プロセスへの検討について

- 同位体分析については、研究事業の成果を厚生労働省「戦没者遺骨鑑定センター」を通じて、形質人類学やDNA鑑定
の専門家と共有し、現在の鑑定プロセスへの活用について検討する。

同位体分析の研究事業

鑑定プロセスへの検討

令和4年度 研究成果

- 骨・歯コラーゲンに関する標準分析法の作成
- 放射性炭素同位体分析による年代測定に係る
基準値の精度検証
- 炭素及び窒素安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(令和5年度内)

- 令和4年度研究内容の報告
- 戦没者遺骨を対象に
 - ・放射性炭素同位体分析結果
 - ・炭素や窒素等の安定同位体分析結果
について、専門的に検証

令和5年度 研究成果 (案)

- 年代測定に関する基準値
- 炭素及び窒素安定同位体比に関する日本人の
確率分布
- 歯アパタイトに関する標準分析法の作成
- 硫黄及び酸素安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(令和6年度以降)

- 令和5年度研究内容の報告
- これまでに得られた研究内容を参考に、所属
集団判定に同位体分析を活用する具体的方法
などについて、運営会議の専門家等と検討

令和6年度 以降の研究

- 硫黄及び酸素安定同位体比に関する日本人の
確率分布
- 骨アパタイトに関する標準分析法を作成する
上で必要な続成作用の検証
- ストロンチウム安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(同位体分析の活用例)

- ・形質鑑定やDNA鑑定とあわせて、所属集団
を総合的に判断するためのデータとして活用
- ・DNA情報では判断ができない事案への活用
- ・将来的に、DNA鑑定を実施する前さばきと
なるスクリーニングとしての活用

(参考資料)

鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体数の推移

(データ抽出件数)

令和4年度末現在(単位:件)

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考) 鑑定機関数
平成29年度	202	191	11機関
平成30年度	330	397	11機関
令和元年度	768	502	12機関
令和2年度	955	553	12機関
令和3年度	684	754	12機関
令和4年度	519	1,611	13機関

(注) 上記件数には、再分析した件数を含む。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について①

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。 ※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは手掛かり情報がある件数

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月29日開催)

- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件（うち手掛かり情報なし1件）。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

2 第2回会議 (令和2年9月29日開催)

- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月22日開催)

- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件（うち手掛かり情報なし2件）。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

4 第4回会議 (令和3年2月17日開催)

- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

5 第5回会議 (令和3年3月23日開催)

- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

(令和3年度)

6 第6回会議 (令和3年6月22日開催)

- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

7 第7回会議 (令和3年9月22日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について②

8 第8回会議（令和3年12月15日開催）

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注1）。血縁関係の確認ができなかったものが105件。
（注1）前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

9 第9回会議（令和4年2月9日開催）

- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注2）。血縁関係が確認できなかったものが112件。
（注2）第9回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については、第10回会議で結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

10 第10回会議（令和4年3月23日開催）

- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

（令和4年度）

11 第11回会議（令和4年6月22日開催）

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが5件（注3）。血縁関係が確認できなかったものが178件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注3）第7回及び第8回会議で血縁関係の確認できたものと同一個体であることが確認できた1件、複数の個体があり、そのうち一部の個体について再度分析等した上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件を含む。

12 第12回会議（令和4年9月14日開催）

- 174件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注4）。血縁関係が確認できなかったものが164件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注4）前回の第11回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

13 第13回会議（令和4年12月21日開催）

- 238件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが9件（注5）。血縁関係が確認できなかったものが198件。31件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注5）手掛かり情報なしの遺骨との間で鑑定を行った1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

14 第14回会議（令和5年2月15日開催）

- 195件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが184件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

15 第15回会議（令和5年3月29日開催）

- 179件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注6）。血縁関係の確認ができなかったものが174件。
（注6）第6回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果を審議した結果

令和4年度末現在（単位：件）

年 度	身元が判明	身元判明に至らない	審議件数
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
計	※1,231	3,819	5,050

※身元判明数の地域別内訳：旧ソ連地域：1,200 南方等：31

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について①

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月31日開催)

○ 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

○ 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

2 第2回会議 (令和2年10月2日開催)

○ 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

○ カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月3日開催)

○ ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

4 第4回会議 (令和3年3月10日開催)

○ 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について②

(令和3年度)

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議(令和3年9月13日開催)

- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

7 第7回会議(令和3年12月20日開催)

- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国(ウェーク島)、ミクロネシア(ウォーレイ環礁)の遺骨の検体について判定が行われた。

8 第8回会議(令和4年1月11日開催)

- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。

9 第9回会議(令和4年3月28日開催)

- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和4年度)

10 第10回会議(令和4年6月30日開催)

- ロシア、カザフスタン、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

11 第11回会議(令和4年10月12日開催)

- ロシア、トルクメニスタン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

12 第12回会議(令和4年12月27日開催)

- モンゴル、ロシア、マリアナ諸島、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、沖縄、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

13 第13回会議(令和5年3月28日開催)

- ロシア、ミャンマー、硫黄島、東部ニューギニア、マリアナ諸島、キリバス、フィリピン、ソロモン諸島、沖縄、ビスマーク諸島、米国受領分の遺骨の検体について判定が行われた。

(令和5年度)

14 第14回会議(令和5年6月2日開催)

- ロシア、硫黄島、ソロモン諸島、ウェーク島、東部ニューギニア、フィリピン、パラオ諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

所属集団判定会議において審議した判定結果

令和4年度末現在（単位：件）

年度	判定会議	日本人遺骨	日本人遺骨の可能性が低い	判定不可	合計
令和2年度	第1回				999
	第2回	12	2	0	
	第3回	130	0	44	
	第4回	687	38	86	
令和3年度	第5回	606	0	444	4,371
	第6回	1,022	0	165	
	第7回	608	29	154	
	第8回	550	26	129	
	第9回	419	1	218	
令和4年度	第10回	489	0	78	注1 2,265 (33)
	第11回	624	4	21	
	第12回	674(23)	0(0)	54(10)	
	第13回	272	0	49	
合計		6,093(23)	100(0)	1,442(10)	7,635 (33)

(注1) 合計件数は、これまでに所属集団判定会議において審議した累計件数である（再審議分を含む）。

(注2) () 内の数は、SNP分析結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数を示す。

(注3) 上記の表に掲載された審議件数のほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シーケンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の判定を行うこととしていた。

地域別保管検体数

令和5年4月末現在（単位：件）

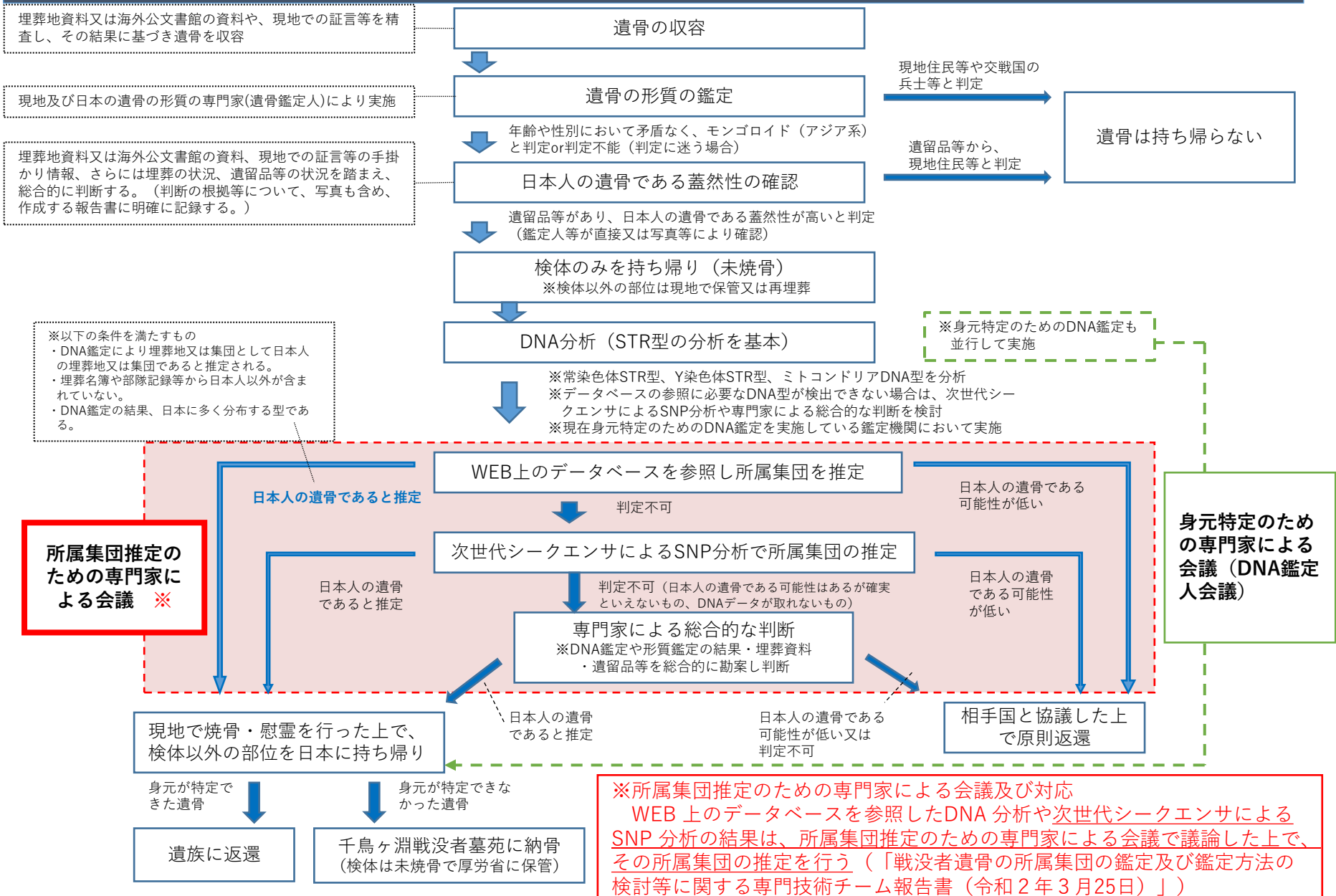
収集地域	検体数
旧ソ連	6,874
モンゴル	624
樺太	67
ノモンハン	85
硫黄島	820
沖縄	1,417
フィリピン	47
インドネシア	29
タイ	1
インド	18
ミャンマー	188

収集地域	検体数
東部ニューギニア	310
ビスマーク・ソロモン諸島	845
マリアナ諸島	966
パラオ諸島	218
マーシャル諸島	63
ギルバート諸島（タラワ）	182
ウエーク島	6
トラック諸島	21
メレヨン島（ウォーレアイ）	6
ツバル	1
不明	17

※保管検体数とは、遺骨収集にて採取し厚労省が保管している検体。
（鑑定機関において鑑定中の検体を含む）

合 計	12,805
------------	---------------

現在の遺骨収容・鑑定プロセス



令和 5 年 5 月 3 1 日衆議院厚生労働委員長提出。6 月 1 日衆議院全会一致可決。
同年 6 月 9 日参議院全会一致可決、成立。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

【現行法の概要】

- 戦後長期間が経過し、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、多くの戦没者の遺骨収集が行われていないことに鑑み、平成 28 年、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が、議員立法により成立（平成 28 年法律第 12 号）
- 遺骨収集を国の責務と位置付けるとともに、情報収集の推進、遺骨収集の計画的・効果的な実施、鑑定に関する体制整備等を規定
- 平成 28 年度から令和 6 年度までを「集中実施期間」とし、政府策定の基本計画に基づいて、関係施策を総合的・計画的に実施

【法改正の趣旨】

- 集中実施期間において、基本計画に基づいて現地調査・遺骨収集を実施してきたが、新型コロナウイルスの影響を受け、関係国への入国が困難であったこと等により、当初の計画どおりの実施は非常に困難な状況
- 現在保有する情報の処理や追加情報の調査の見込み等も踏まえ、現地調査・遺骨収集を計画的・効果的に実施するためには、「集中実施期間」の延長が必要



法改正の内容

- **集中実施期間を 5 年間延長し、令和 11 年度までとする。（第 3 条第 2 項）**
- 改正後の戦没者遺骨収集推進法の規定について、その施行状況等を勘案して検討（附則第 2 項）

※公布日施行

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座特任教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授

注 ○は座長

所属集団判定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学大学院総合研究部医学域法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科長・教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学分野教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野教授
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座特任教授
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座定年嘱託教員
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学 分野教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、援護担当の大臣官房審議官のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙1のとおりとする（同位体分析の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は援護担当の大臣官房審議官が指名する。
- (3) 検討会の下に、別紙2のとおり、分析手順・データ検証等を目的としたワーキンググループを開催する。

3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室において行う。

4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が援護担当の大臣官房審議官と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会 構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	※	金沢大学古代文明・文化資源学研究所助教
そめた 染田	ひでとし 英利		社会・援護局事業課 戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす 陀安	いちろう 一郎	※	総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 教授
よねだ 米田	みのも 穰	○※	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注 1) ○は座長

注 2) ※は、分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会
分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	金沢大学古代文明・文化資源学研究所助教
たやす 陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 教授
よねだ 米田	みのる 穰 ○	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注) ○は座長